

奈良県人事委員会告示第二号

平成十九年三月奈良県人事委員会告示第三号（不利益処分についての不服申立てに必要な書面及び様式）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

本則中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「不服申立てに必要な書面及び様式を」を「審査請求に必要な書面及び様式を」に改める。

表中「不服申立て」を「審査請求」に、同表口頭審理請求書の項、口頭審理撤回書の項及び公開（非公開）口頭審理請求変更書の項中「第二十二条第三項」を「第二十三条第三項」に改め、同表口頭審理期日変更申立書の項中「第二十三条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同表答弁書の項中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同表反論書の項中「第二十四条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同表準備書面の項中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同表釈明書の項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同表求釈明申立書の項中「第二十七条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同表最終陳述書の項中「第三十一条第二項」を「第三十二条第二項」に改め、同表証人出席承認申立書の項中「第三十三条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表証人出席承認申立書の項中「第三十四条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同表証人調申立書の項及び証拠資料調申立書の項中「第三十五条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同表証人不出席届の項中「第三十八条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同表宣誓書の項中「第三十九条第二項」を「第四十条第一項」に改め、同表当事者尋問申立書の項中「第四十二条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同表鑑定申立書の項中「第四十四条」を「第四十七条」に改め、同表検証申立書の項中「第四十五条」を「第四十八条」に改め、同表口頭による意見の申立書の項中「第四十七条第二項」を「第五十条第二項」に改め、同表調書閲覧許可申請書の項及び調書複写（複製）許可申請書の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同表再審査請求書の項中「第五十七条第三項」を「第六十条第三項」に改める。